

(別 紙)

平成20年度交流及び共同学習推進事業実施要領

佐賀県教育委員会

1 趣 旨

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が、小・中学校等の幼児児童生徒や地域、諸団体の方々との様々な交流活動を通して社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自立や社会参加の基礎を養うとともに、障害のない児童生徒等が、障害について正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、交流及び共同学習の推進に役立てる。

2 対象者

- (1) 特別支援学校（幼・小・中・高等部）の幼児児童生徒
- (2) 特別支援学校の幼児児童生徒とともに、交流活動を行う幼稚園、小学校、中学校、高等学校、その他の地域社会団体等に所属する者や地域の人々

3 実施計画の提出

- (1) 本要領により交流及び共同学習を実施する特別支援学校にあつては、別紙様式1-1・2により「交流及び共同学習推進事業年間実施計画書」を作成し、県教育政策課長あて提出すること。
- (2) 実施する交流及び共同学習は学校の教育課程に位置づけて行うこと。

4 事業の実施報告

本要領により交流及び共同学習を実施した特別支援学校は、別紙様式2-1・2・3により「交流及び共同学習推進事業実施報告書」を作成し、県教育政策課長あて提出すること。

5 経 費

- (1) 県教育委員会は、前項3の実施計画書に基づき、所要の経費を予算の範囲内で再配当する。
- (2) 交流及び共同学習の経費の費目は幼児児童生徒等の移動に伴う経費（使用料及び賃借料）及び職員旅費とする。